

## 野田市農業委員会総会会議録（第8回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和6年8月7日午後2時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所2階中会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1番 川 辺 茂	3番 筑 井 正
4番 齊 藤 和 夫	5番 石 塚 正 夫
6番 遠 藤 一 浩	8番 荒 木 大 輔
9番 染 谷 美佐夫	11番 後 藤 和 久
12番 鳩 貝 直 子	13番 藤 井 愛 子

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 農用地利用集積計画（一括）について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地の現況に関する照会について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第6号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第7号 競（公）売買適格証明願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小島 信明
事務局長補佐	宮本 武志
主事	高梨 将克
主事補	上田 和充

**議長** ただいまから令和6年第8回野田市農業委員会総会を開会します。  
(午後2時30分)

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。  
例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—  
異議なしと認めます。

8番 荒木 大輔 委員  
9番 染谷 美佐夫 委員 を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第6号までとなっております。  
それでは、ただいまから議事に入ります。  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
申請番号1番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号 申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で、1,110平方メートルとなっております。

権利の内容は賃貸借権です。

申請理由につきましては、譲渡人は、もともと使用していない農地があり、譲受人から要望があったため。

譲受人は、新規就農のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。  
以上です。

**議長** 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

**遠藤委員** 今月は1班が担当で、8月2日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号 申請番号1番、2番、議案第3号 申請番号2番、3番については藤井委員、議案第1号 申請番号3番、議案第3号 申請番号1番、4番については筑井委員が報告します。

それでは、議案第1号 申請番号1番について藤井委員から報告をお願いします。

**藤井委員** 議案第1号 申請番号1番について報告します。

申請地は、目吹字南下夕村の畑1筆で、現地はすでに作付けされており管理されている農地で

した。

事務局から新規就農者との説明がありましたが、申請人は3年前から事務局に相談に来ており、農地法の5反要件が無くなったことから今回申請に至ったという経緯があります。

現地調査班としましては現地を確認し、現地は問題ありませんでしたが、申請者が市外ということもあり、皆さんと一緒に申請者から事業計画について、説明を受けたうえで審議するという判断をしました。

以上です。

**議長** 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

**議長** それでは、自己紹介をしていただいてから、事業計画等の説明をお願いします。

—申請人説明—

**申請人** 流山市の〇〇です。

土地の選定理由としては、自宅から近いのと、耕作していない畑で栽培の再開の協力を得られたためになります。

営農計画としては、果樹で主に柑橘、キウイなどを栽培していきたいと考えています。

現在は申請地の畑一反で果樹、主に柑橘の試験栽培をしています。

試験栽培で見定めてから、ゆくゆくは拡大していきたいと考えています。

生産物の処理方法は、直売所である夢あぐり野田や、柏のかしわで、需要が増えてきましたらネット販売やポケットマルシェへの展開などを考えています。

農業機械の状況としては、ローリタンク、草刈り機、散水ポンプなどがあります。

農作業に従事するのは基本的に一人で作業をしますが、繁忙期は母や弟、パートなどを雇えばと、考えています。

農業経験としては、4年程前から松戸や柏で農業ボランティアをしながら、果樹や野菜などの農業経験を積んできました。

果樹の試験栽培も、実際に農家さんと協力しながら開始しています。

縁あって現在の申請地で、柑橘70本の試験栽培を行いつつ、柑橘の専門家が開催しているセミナーにも参加しながら、早期実現に向けて努めています。

どうぞ、よろしくおねがいします。

**議長** 何かご質問ありますか。

—質問・答弁—

**筑井委員** はい、二～三質問したいんですけど、まず一つは柑橘類って具体的にはどんな品種なのか？

それと、今後も増やしていきたいということですが、野田市内に候補地をみつけていくのか。

**申請人** はい、品種としては早生が3割ほど、中手のものが主に多くて5割〜7割程度、晩手の方が15〜30%ほどとなります。

その時期によって半年くらいでどれくらい数量が見込めるか試験していきたく考えています。

現在、縁あって〇〇さんの御協力をいただいていますので、なんとか野田市に引っ越して拡大していければと考えています。

**筑井委員** すいません、私はね農家じゃないんでね、柑橘類の、みかんとかゆずとかそういうのを知りたかったんです。

**申請人** なるほど。

みかんといえばみかんなんですけども、ミヤガワ早生であるとか、新品種で「みはや」という品種があるんですけども、これは中手で力を入れていてオレンジに似たような品種ですね。

紅マドンナまではいかないんですけども、まあ比較的高収入を狙える、いわゆる温州ミカンよりはオレンジよりで、少し甘みの強い品種を栽培しています。

**議長** よろしいですか。

**筑井委員** はい。

**議長** では、二つほど。

一つは、消毒をみかんはしますよね。

殺虫剤、殺菌剤をかけますよね。

家がすぐそばまでせまっていますが、拡散の影響はないんですか。

**申請人** まず、できるだけ野地肥料、無農薬を目指してまして、今はどうしても苗木を大きくするために少しだけ殺菌、消毒はしますが、朝方の早い時間に霧吹きのようなもので苗の芽に直接かけるようにしています。

木が大きくなってきて体力がつくようになってきましたら基本的にはなるべく無農薬の方向でやっていきたいと考えています。

ただ、心配されている近所の方もいらっしゃると思いますので、ネットを防除だけでなくいろいろな意味で将来的にはやっていきます。

**議長** もう一つは、収穫はいつごろになりそうですか。

**申請人** 昨年、2年生の苗木を植えたもの、今年植えたものもありますので、早くて来年から少しづつ採れ始めるので。

ただ安定してとれるのは2年後くらいからですか。

議長 ほかにございますか。

川邊委員 何本くらい植えるんですか。

申請人 今は1反のところに70本。

もし規模を拡大できるのであれば、1反に100本くらい植えていかないと採算はとれないかなと。

議長 もう一点。

今のところ1反でこれから増やしていくということなんでけど、あの近所ではもう少し離れていないと畑がないと思うんですよね。

申請人 そうですね。

議長 そうすると、どうするのですか。

軌道にのってきて増やしていこうと思っても、また離れたところに1反、また離れたところに1反というふうにならないとも限らないんですけども。

将来的なことを考えた場合には厳しいかな。

申請人 今のところはいくまでも試験栽培地ということで1反で。

次探すときはある程度の単位でないと管理の面でもちょっと厳しいと思います。

農業委員会の方にもお願いして探してもらっているんですけども、果樹で貸してくれる所はなかなかないので、時間をかけて探していければと考えています。

議長 ほかにありますか。

荒木委員 はい。

果樹、柑橘、キウイで、規模拡大していくというお話でしたが、ネットを張るといふところ、作業効率の問題もあるんですけども、ある程度の傾斜地の農地なら実はうちの近くにそれなりにはあって、柑橘だと和歌山なり愛媛でなり、傾斜地は多いわけで。

あとは体力と装備次第かと思うんですけど、傾斜地でもいけるのかどうか、お伺いしたいんですけど。

申請人 今のところが畑である利点を活かして、収穫を見据えて軽トラが入りやすいかたちです。

傾斜地だと考え方が変わってくるんですけど、傾斜地のメリットとして、北側、西側も冬の寒さに耐えられるメリットがあるので、そうすると植え方や配置の仕方も、収穫を見据えて考えていきたいと思います。

**荒木委員** ありがとうございます。

**議長** ほかにございますか。

**筑井委員** 最後にもう一点。

賃貸借ですよ。

現地調査のときに30年ってお聞きしたんですけども、先ほど申請人がおっしゃったように、どうしても果樹だと貸せないってのは、契約満了のときなんですよ。

抜根までして返す考え方なのか、お借りするときに30年後に現況を復旧することが契約に入っているんですかね。

**申請人** もちろん入ってます。

ですけれども、基本は使われていない畑で、将来的に自分が農業で一人前になったら購入を前提でご相談させて頂いています。

できれば譲っていただければという話はしています。

**筑井委員** そうしますと、先ほど会長が話しておられたように、増やしたいという所も当初は賃貸借でいくということでしょうか。

**申請人** できれば、自分の予算もあるので、どこでもというわけにはいかないのですが、果樹なので、10年後に返して下さいというのはとてもつらいので。

その場合はもう購入前提でお借りしたいと思っています。

**筑井委員** わかりました。

**議長** よろしいですか。

果樹ってのは珍しいので、ひとつ成功するよう頑張ってもらいたいと思います。

**申請人** ありがとうございます。

**議長** 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

**議長** お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

**議長** 続きまして、申請番号2番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で774平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、高齢により農地を維持できなくなったため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

**議長** 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**藤井委員** 申請番号2番について報告します。

申請地は、今上字五尺道下の田んぼ 現況 畑1筆で、栗の木が何本か作付けされておりますが、保全管理されており、申請人の営農計画でも果樹とことから問題ないと思われま

す。営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、田2筆で4,655平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、高齢により管理不可能なため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

**議長** 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**筑井委員** 申請番号3番について報告します。

申請地は、船形字昭和中の田2筆で稲が作付けされている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** ただいま議案第1号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—  
質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。  
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—  
全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。  
次に移ります。

**議長** 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。申請番号1番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号 申請番号1番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は瀬戸字上ノ台で畑12筆6,558.70平方メートルの農地で、物流倉庫用地として令和6年5月8日、許可を受けておりました。

今回計画変更に伴い追加される筆は畑9筆3,182平方メートルで、農地転用面積が合計で9,740.70平方メートルとなります。

当初の計画では、申請地以外で予定していた駐車場がありましたが、借りられなくなってしまい、長期的に駐車施設が不足することが想定されるため、本申請地の脇に駐車施設を計画したものとっております。

以上です。

**議長** ただいま議案第2号について事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—  
特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—  
質疑なしと認めます。

**議長** これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第3号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号 申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、中里字松葉 畑1筆で492平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**筑井委員** 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除 対策は、周囲を単管パイプで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から4番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは議案第3号申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については区域内ですが該当しないことを確認しています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番、3番について、同一申請者のため一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号2番、3番についてご説明いたします。

議案第2号でご説明いたしました農地法第5条計画変更に伴う案件となります。

申請地は瀬戸字下田の畑9筆で合計3,182平方メートルとなっております。

転用の目的は、駐車場用地です。

以上です。

**議長** 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**藤井委員** 申請番号2番、3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、高低差があることから、境界から下がって法面防護する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、古布内字谷津台 畑1筆で548平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権による駐車場用地です。

以上です。

**筑井委員** 申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、関宿バスターミナルからおおむね、1キロメートル以内であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、融資証明書及び融資元の残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま議案第3号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番、2番について同一案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第4号 申請番号1番、2番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和43年頃から宅地の進入路として利用し、現在に至っております。

平成10年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

**議長** 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和44年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

昭和59年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

**議長** ただいま議案第4号について事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

**議長** これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第5号についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

野田市長より令和6年7月24日付けで、令和6年度第4次農用地利用集積計画について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

7ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございますが、5年の賃借権設定が合計6筆1,605平方メートルとなっております。

8ページをご覧ください。

所有権移転につきましては合計2筆4,506平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

**筑井委員** はい、この一般の方の所有権移転、これは3条と違う利用集積だったら売買できるっていう認識が今までなかったもので、そのへんちょっと説明してもらえればありがたいんですけど。

今までは3条で所有権移転という認識だったんで、集積の中でも売買ができるっていう認識なんですか。

**事務局** はい、農政課での担当している業務のはなしにはなるんですけども。

ただ、要件というものがあまして、農用地の中という限定がされていまして、他にもいくつか要件があるので、基本的に所有権移転の申請があればなんでもできるっていうわけではないん

ですけれども。

一応利用権でもこういった所有権移転の要件に該当しているものについては行うことができます。

**筑井委員** ということは、3条とまるっきり違うやり方っていう認識でよろしいですかね。

**事務局** はい、そうなります。

**筑井委員** 集積計画にのれば、今まで貸借ばかりだったんで、所有権移転って私は今回が初めてだったんで、皆さんは知ってたかどうか知らないけれど。

3条と違ってこれにのせちゃえば売買ができちゃうっていう認識ですね。

**事務局** はいそうです。

そういった条件をクリアすればですね。

**筑井委員** 前に会長と話したんですけども、集積とか、こういうときはなるべく農政課に同席してもらった方がいいような言い方をしてたんだよね。

**議長** そうだよな、前回、あったよね。

**筑井委員** まあ、今回は農政課と協議してね、これ初めてだよな。

集積の中で売買できちゃうって。

これって、登記は誰がやるの、本人がやるのか、市でやってくれるのか。

**事務局** 農政担当から農業委員会に依頼がきまして、こちらで登記をさせて頂く流れになります。

通常の3条は本人がやる流れになりますので、やり方は結構変わってきます。

**議長** 楽になっちゃうよね。。

**筑井委員** なあ、あとでよく農政課に聞いてみます。

以上です。

**議長** 他にございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。  
次に移ります。

**議長** 議案 6 号「農用地利用集積計画（一括）について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 6 号についてご説明いたします。

9 ページをご覧ください。

野田市長より令和 6 年 7 月 24 日付けで、令和 6 年度第 4 次農用地利用集積計画の一括について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

10 ページから 16 ページになりますが、10 年の賃借権の設定が畑 126 筆、38,230.5 平方メートルで、今回の計画内容は、基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。  
以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。  
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 6 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

**議長** 報告事項に移ります。  
「報告第 1 号から第 7 号」について、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 報告第 1 号から報告第 7 号についてご説明いたします。

報告事項の 1 ページから 2 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の権利移動の届出は、3 件受理しております。

次に 3 ページから 4 ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、7 件受理しております。

次に 5 ページから 8 ページをご覧ください。

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、14 件受理しております。

なお、報告第 1 号から第 3 号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に 9 ページをご覧ください。

報告第 4 号 農地の現況に関する照会について 1 件提出がありました。

次に 10 ページをご覧ください。

報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について 1 件提出がありました。

次に 11 ページをご覧ください。

報告第 6 号 農地使用貸借契約の解約通知について、1 件提出がありました。

次に 12 ページをご覧ください。

報告第 7 号 競売 買受適格証明願について 1 件提出がありました。

説明は以上となります。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

**議長** 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

(午後 3 時 30 分)